



報道関係者 各位

平成 27 年 5 月 27 日

〔 照 会 先 〕

富山労働局雇用均等室

室 長 光 永 圭 子

室長補佐 播 磨 久 美

電 話 076 (432) 2740

平成 26 年度男女雇用機会均等法等の施行状況について

- マタニティハラスメントに関する相談が増加 -

富山労働局（局長 吉田研一）では、雇用均等室が所管する男女雇用機会均等法、育児・介護休業法及びパートタイム労働法の 3 法に係る平成 26 年度の施行状況について取りまとめました。

雇用均等室に寄せられた相談は 754 件。

相談件数は減少傾向にある（過去 3 年間の動き）

妊娠、出産、育児休業等を理由とする不利益取扱い（いわゆる「マタニティハラスメント」）の相談は前年度から大幅に増加（36 件 53 件）

法改正が行われたパート法関連の相談も増加した

男女雇用機会均等法関連の相談は 154 件で、「婚姻、妊娠、出産等を理由とする不利益取扱い」が最も多い。

育児・介護休業法関連の相談は 466 件で、法改正があった平成 24 年度以降減少傾向にある。

パートタイム労働法関連の相談は 134 件で、改正法の内容に関するものが 6 割を占める。

個別紛争（労働者 - 事業主間のトラブル）の解決援助制度の申請は 3 件。

いずれも育児・介護休業法関係で、制度利用により解決した。

行政指導件数及び最も多い指導内容は次のとおり。

- | | | |
|--------------|-------|-------------------|
| ・男女雇用機会均等法関係 | 384 件 | セクシュアルハラスメント対策の不備 |
| ・育児・介護休業法関係 | 895 件 | 育児短時間勤務の不備 |
| ・パートタイム労働法 | 867 件 | 労働条件の文書交付等 |

< 当局の今後の対応 >

- ・ マタニティハラスメントについては、平成 27 年 6 月から 7 月にかけて、事業主向けの防止説明会を計 4 回開催します。
- ・ 相談に対しては、相談者のニーズに応じて、労働局長による紛争解決援助及び調停の制度を活用し、円滑かつ迅速な解決を図ります。
- ・ 法違反については、引き続き厳正に対処し、迅速な是正を図ります。
- ・ あらゆる機会を通じて関係法令の周知に努め、労働者が仕事と生活を調和させつつ、能力を發揮できる雇用環境の整備を目指します。

《添付資料》

- 資料 1 平成 26 年度男女雇用機会均等法等の施行状況
- 資料 2 労働局長による紛争解決の援助事例等
- 資料 3 妊娠等不利益取扱い防止説明会のご案内（チラシ）
- 資料 4 働きながら妊娠・出産・育児をされる方へ 職場でつらい思い、していませんか？